

介護予防・地域福祉の充実強化について

いわゆる「2025年問題」を控え、高齢者福祉施策の見直し、取組みの充実強化を進めていく必要があります。本市は、鳥取市介護保険条例の定めるところにより、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始します。

1 「介護予防・日常生活支援総合事業」とは

この事業は、高齢者の社会参加を促進し、要支援・要介護に至らない元気な高齢者を増やすことを目的としており、事業開始により地域の支え合いの体制づくりを一層加速させていきます。

… 【 資料 2-1 】

2 介護予防の取組強化を検討します

理学療法士等のリハビリテーション専門職を住民運営の体操教室の指導等に派遣する「地域リハビリテーション活動支援事業」が総合事業のメニューとして位置づけられています。本市においては、地域における介護予防の取組強化を目指し、平成29年度から実施に向けて準備を進めます。

また、総合事業の効果を高めるため、介護予防運動教室事業の見直しを行います。

… 【 資料 2-2 】

3 生活支援コーディネーターの人員体制の拡充を強化します

地域福祉の中核を担う生活支援コーディネーターは、地域における高齢者の生活支援・介護予防の体制の構築を推進することを目的に創設されました。本市は現在4名体制で事業に取り組んでいますが、平成29年度は人員体制の拡充を図り、市民と一体となって地域福祉の推進の取組みをさらに浸透させていきます。

… 【 資料 2-3 】